

○山形県警察における電子署名に関する訓令

令和元年12月27日

本部訓令第15号

改正 令和7年3月25日本部訓令第9号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山形県警察における電子署名に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。

(3) 電子署名用ICカード 電子署名を行うために必要な符号及びその他の情報が記録されたカードであって、山形県登録分局（山形県において地方公共団体情報システム機構の事務を処理する機関。以下同じ。）が発行するもの（以下「ICカード」という。）をいう。

(4) 登録分局責任者 山形県登録分局の責任者をいう。

(電子署名の方法)

第3条 山形県警察において実施する電子署名は、ICカードを使用する方法により行うものとする。

(電子署名用ICカード運用責任者)

第4条 警察本部に電子署名用ICカード運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、警務部総務課長又は警務部総務課長が指定する警察本部の課長をもって充てる。

2 運用責任者は、ICカードの発行要否を判断し、登録分局責任者へのICカードの発行、更新及び失効の申請並びに当該申請に伴うICカードの受領及び返納に関する事務を統括する。

（一部改正〔令和7年本部訓令9号〕）

(電子署名用ICカード管理責任者)

第5条 電子署名を実施する所属に電子署名用ICカード管理責任者（以下「管理責任者」

という。) を置き、当該所属の長をもって充てる。

- 2 ICカードは、管理責任者が保管するものとする。
- 3 管理責任者は、ICカードの破損、紛失、盗難、不正使用等の事故がないよう適切に管理しなければならない。

(電子署名用ICカード保管責任者)

第6条 管理責任者は、必要により電子署名用ICカード保管責任者（以下「保管責任者」という。）を置き、次長、副署長又は特に指定する職員をもって充て、ICカードを保管させることができる。この場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(電子署名用ICカード取扱者)

第7条 管理責任者は、電子署名用ICカード取扱者（以下「取扱者」という。）を置き、管理責任者が指定する職員をもって充てる。

- 2 取扱者は、管理責任者の指揮監督を受け、電子署名の実施に関する事務に従事するものとする。

(ICカードの発行)

第8条 運用責任者は、新規にICカードを必要とする場合は、登録分局責任者に発行を申請するものとする。

(ICカードの更新)

第9条 運用責任者は、ICカードの有効期限満了後も当該ICカードを継続して使用する必要がある場合は、登録分局責任者に更新を申請するものとする。

(ICカードの失効)

第10条 運用責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録分局責任者にICカードの失効を申請しなければならない。

- (1) ICカードの紛失、盗難等により秘密鍵が危険化する場合
- (2) 組織の改正等により電子証明書記載事項が変更となる場合
- (3) ICカードの不良、破損等により使用不能となる場合
- (4) 電子証明書利用業務が無くなるなどにより電子証明書が不要となる場合

(ICカードの返却)

第11条 運用責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ICカードを速やかに登録分局責任者に返却しなければならない。

- (1) 第9条の規定による更新の申請を行い、更新後のICカードを受領した場合
- (2) 前条各号のいずれかに該当する場合（紛失及び盗難による場合を除く。）

(電子署名の実施)

第12条 電子署名を実施するときは、電子署名を実施しようとする文書が決裁文書と相違ないことを確認した上、電子署名を実施しなければならない。

(電子署名用ICカード一覧表等の整備)

第13条 運用責任者は、発行を受けたICカードについて、電子署名用ICカード一覧表（別記様式第1号）を作成し、整理しておかなければならない。

2 管理責任者は、配付されたICカードごとに電子署名用ICカード管理台帳（別記様式第2号）を備え、必要事項を記載し、整理しておかなければならない。

(ICカード等の保管)

第14条 管理責任者又は保管責任者は、ICカードを施錠設備のある保管庫等に確実に保管しなければならない。

(ICカードに関する事故の報告)

第15条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに運用責任者及び警務部情報管理課に報告しなければならない。

(1) 第10条第1号に該当する場合

(2) 災害等によりICカードが所在不明となった場合

(3) ICカードの不正使用があった場合

2 運用責任者は、前項の規定による報告を受けた場合は、速やかに登録分局責任者に事故の報告を行わなければならない。

(補則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のため必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年1月6日から施行する。

附 則（令和7年3月25日本部訓令第9号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。